

会議録

会議の名称	第6回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成20年7月15日（火曜）13時00分から16時00分まで
開催場所	庁議室
出席者	（出席委員）野村委員長、安部委員、嶋田委員、古川委員、石田委員、小林委員 （欠席委員）猪原副委員長、梅村委員、神山委員、木曾委員 （関係部署）保育課長(欠席)、児童青少年課長(欠席)、子ども家庭支援センター長、教育企画課長、教育指導課長、教育相談担当課長(欠席)、児童青少年課児童青少年係鶴田係長 北原児童館増田館長、中町児童館大槻館長 （事務局）西東京市子育て支援課（二谷部長、森下課長、鈴木主幹、萩原課長補佐、倉本主査、矢部主事）
議題	1 市内の相談機関（児童館）について 2 目黒区視察報告 3 子どもワークショップについて 4 その他
会議資料の名称	1 西東京市立児童館児童センター利用案内 平成20年度西東京市立児童館子育て支援事業（乳幼児活動） 平成18年度児童館子育て相談事業 2 目黒区子ども条例 めぐろはあとねっと 3 子どもワークショップの必要性とその検討
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	<p>森下子育て支援課長 第6回子どもの権利に関する条例策定委員会を開催します。野村委員長お願いします。</p> <p>野村委員長 最初に子どもの相談と救済について扱おうということで、しばらくそのテーマでやってきた。その間にアンケートを実施し、分析をしてきたところである。救済機関についても何回か聞いてきた。今日は、児童館の話と、市民委員が目黒区の視察にいったのでその報告を願いたい。次回以降に川崎市の話聞き、救済機関を設けることの意味について検討し、相談・救済についてまとめに入っていきたい。それから、今日の3番目の議題として、子どもワークショップについて提案をいただき今後の方針について決めたいと思う。</p>

鶴田児童青少年係長

今日は児童館のベテラン職員が同席させていただき、児童館の概要について紹介をさせていただきます。

大槻中町児童館長

児童館の相談事業ということで、まず1枚目の資料を見ていただきたい。市内には13施設と1分室がある。市内児童館を4ブロックに分けて、保育園、小学校、中学校の担当エリアを設け連携し運営している。職員体制は、職員3名と子育てひろば補助員の臨時職員がいる。このうち特に3施設は、体力増進を目的とした児童センターが設置されており、職員のほかに午前中は児童館活動補助員の臨時職員、午後は嘱託職員の体力増進指導委員が配属されている。市内の施設で「幼児のつどい」というサークル活動を月2回程度実施している。「幼児のつどい」は今年度3歳以上になる幼児と保護者が参加できる。その他、各施設で子育てひろば事業を施設の実情に合わせて工夫しながら実施している。

児童館の相談事業は、子育て広場補助員や児童館職員が親御さんとの話し合いを通してや、遊びを通して、信頼関係を深めた中で行なわれている。相談内容は、子どもの遊具をめぐるトラブルや、友達にすぐ手を出す、かみつきなど子どもの癖についてなど、子どもの性格に関するものが月数件寄せられる。また、集団生活ができずじっとしていられないという訴えが年数件ある。また、乳幼児健診などで指摘されたことで、他の子どもと比べて心配という相談も寄せられる。その場合は、子どもが楽しそうに参加している場合は、子どもの体調をみながら継続して利用するように勧めている。基幹型保育園や母子保健係との連携で保健師、栄養士の専門職員が相談にのることもある。

乳幼児活動についての紹介や、引越してきたばかりで施設を知らない親御さんから、交流の場を求めている問合せが寄せられることも多い。子ども同士のけんかで、相手の親とギクシャクすることを心配した相談も寄せられる。

小学校低学年からの相談は、遊びのトラブルから友人関係や勉強について、家庭環境についてが多い。年齢が高くなるにつれて、深刻なケースが増える。虐待など、のどかと連携しているケースは、ほとんどの施設で2~3件ほどある。深刻なケースは学校など関係機関との意見交換の場を設けている。特に虐待については、まず、児童青少年課に連絡したのち、子ども家庭支援センター「のどか」に繋ぐという仕組みをつくっている。

親からの相談は、深刻ないじめのケース、先生と心が通い合わない、などがある。親御さんとの相談が継続することもある。

中高校生の相談は、(小学生に比べて)件数は少ないが、深刻なケースもある。相談内容は、進路や、不登校や、自分の性格についてなどである。高校への進路については、親も子も真剣に悩む。児童館で仲の良い友人も含めて皆で支えて進学したケースもあった。家庭環境などで問題を抱えている中高生で、児童館の職員との会話を楽しみに児童館で過ごしているケースもある。これらは、子育て広場補助員が毎日日誌をつけ、経過を記録し、全職員で情報を共有し検討している。相談は、プライベートな内容については事務室で受けるが、遊びを通してさりげなく相談を受けるケースが児童館では多い。相談を受けるのには職員の人柄や力量に影響されることも事実であると思われる。日常の会話のなかから、実はね、ということがある。

鶴田児童青少年係長

平成18年度児童館の相談実績件数については、手元の資料を確認いただきたい。

嶋田委員

相談事業の年齢別の相談件数はどうか？

鶴田児童青少年係長

現段階では年齢別の集計はとっていない。

嶋田委員

西東京市は他市に比べて児童館が充実している。オンブズパーソン制度ができれば児童館は様々な年齢の子どもが大勢来る施設であり、身近な施設なので、救済の重要な施設になると思われる。現在は中高世代の利用は少ないと思うが？

鶴田児童青少年係長

中高世代について、相談機能の充実、相談スペースの確保について力を入れているところである。これは、国の施策も同様である。

小林委員

児童館は、楽しみの場であり、相談ができる場であり、子どもの大切な居場所である。中高世代対応について、夜間開放についてはどうか？

鶴田児童青少年係長

児童館の夜間対応は、下保谷児童館、田無児童館、田無柳沢児童センターの3施設で、午後6時から9時まで中高世代のみが利用できる。児童館は、市内4つのブロック体制をとっているが、このブロックのなかで、どこかしの施設が夜間開館する方向で整備を進めている。市の総合計画では、下保谷とひばりが丘の児童館が老朽化による建て替え対象になっており、平成22年度から23年度のオープンを目途に作業を進めているところである。

嶋田委員

学童クラブの子どもの人数は？

鶴田児童青少年係長

約1,470人である。

嶋田委員

学童クラブは臨時職員対応で、正規職員がいない。委託でやっているところもある。正規職員がいない、または委託ということで子どもに関して懸念はあるか？

鶴田児童青少年係長

学童クラブの運営形態は、合併以前から、両市とも行政改革の項目の中に位置づけられている。また、運営形態が放課後から夕方6時までと正規職員対応になじみにくいため、旧両市とも（臨時職員ではなく）嘱託職員制度という正職員に準じる位置づけで行ってきた。合併以後は、完全嘱託職員制度のなかで身分も保証された職員という位置づけで実施している。28学童クラブのうち、20年度は4施設を民間に委託した。残りの24学童クラブは、80名の嘱託職員が運営している。嘱託職員の資格は、法律に基づいた児童厚生員に準じている。幼稚園教諭、保育士、学校教員資格などを有する人をお願いしている。専門的な技術を有する職員で、1施設3名程度で運営している。学童クラブを嘱託員で運営しているということの懸念はない。

嶋田委員

教育委員会、学校との連携はどうか？

鶴田児童青少年係長

教育委員会との連携体制が整ってきている。子ども家庭支援センター「のどか」との

連携、学校現場との連携を図っている。学童クラブと学校は、1学期に1回程度は何らかの形で連絡調整を行なっている。必要がある場合は、個々に対応している。

嶋田委員

学校運営連絡協議会に児童館館長は入っているが学童クラブは入っていないので、学童クラブの様子がわからないことを懸念している。民間委託されると教育委員会との連携はどうか。

鶴田児童青少年係長

児童館、学童クラブ、児童青少年課は体系づけられている。学童クラブは、民間委託しているところも含めて児童館の館長や職員が学童クラブの運営指導を行なっている。学校運営連絡協議会についても児童館館長が代表して対応しているところである。

古川委員

夜間の開館の現在の利用状況は？どのような過ごし方をしているか？

鶴田児童青少年係長

夜間開館は、現在3ヶ所で実施している。中高年生世代が対象だが、中学生の利用が多い。下保谷児童館などは、地域性と思われるが、中学校の部活動で卓球をしている子どもが、部活動後、卓球をしに来館している。田無柳沢児童センターなどは、地域の友達同士で利用している傾向が見られる。中学生でおよそ2,000名程度が利用している。

下保谷児童館は特に卓球関係での利用数が多い。

古川委員

児童館の夜間開館が街へ出かけるための待ち合わせ場所に使われているとの懸念があると以前聞いたことがあるか？

鶴田児童青少年係長

詳細は把握していないが、地域の方々の理解が得られにくいかなというのはある。地域の青少年育成会の方々の協力を得つつ、夜間開館は現在民間委託であるが、引き続き児童の指導の充実を図っていきたい。

古川委員

ただ窓口で受付するだけでなく、子どもたちがどのように過ごしているのか気にとめて、子どもと触れ合い、子どもの様子を吸い上げるような対応をしてもらいたい。

小林委員

中高生の相談に力を入れているそうだが、中学生に対しては高校生や大学生がボランティアとして対応する、というような利用のしかたはどうか？

鶴田児童青少年係長

児童館を利用していたOB、OGがボランティアとなって来館し利用している実態はある。来館している子どもたちのなかには、OB、OGがいるから来る、という子どももいる。

嶋田委員

相談の内容には、いじめや人権についての相談はあるか？

中町児童館大槻館長

子どもにとっては、自分が不愉快と思っていることイコールいじめと思っているのがある。子どもには、相手がいやだなと思うことはしないように言っている。根が深いものについては、関係機関に繋いでいる。

北原児童館増田館長

いじめられているから児童館に相談に来る、というような深刻なものは少ない。話せ

ば発散してその場で終わりというような相談がほとんど。

小林委員

学童クラブの嘱託職員の身分保障は？

鶴田児童青少年係長

学童クラブの嘱託職員は、西東京市の嘱託職員制度のなかの位置づけである。嘱託員は単年度契約で、最長5年まで更新できる。その後は、改めて試験を受けていただく。

嶋田委員

全国で1箇所、24時間学童保育をやっているところがあるが、必要性はどう感じているか？

鶴田児童青少年係長

直営の施設は午後6時までだが、民間委託をしているところは時間延長サービスで午後7時半までの預かりを始めている。都内では、民間施設で手厚いサービスをしているところもあると聞いているが、24時間サービスの必要は不明である。

野村委員長

親の多様な就労形態、ニーズにどこまで対応するかは政策になるが、現場で見ている、帰宅時間になっても帰りがらない子どもや、時間になっても引取りに来ない親がいるかについては子どものニーズを知るために重要。実感としてどう感じているか。

鶴田児童青少年係長

現在、平均50名程度の子どもを預かっている。子どもの日々の様子について、気になるお子さんについては、情報の共有、見守りの強化をしているところである。

野村委員長

児童館は、児童福祉施設のなかで唯一の開放型通所施設である。その役割をどこまで考えるのか、今後の課題を考えるのは重要である。

嶋田委員

コンビニの前において遅くなくても帰らない子どもを見かけることがある。同様にコミュニティセンターにも来る。

野村委員長

児童館が相談を受けていることは知られていることか？相談を受けたとき解決に向けて職員が動くことはシステムティックに考えられているか。あるいは、事実上相談を受けたものを統計としてとっているのか。

北原児童館増田館長

児童館のおたよりや館内に掲示して、困ったこと聞きたいことがあったらいつでも声を掛けてくださいというかたちで相談に応じている。

野村委員長

想定としては、子どもや子育て中の親が抱えている問題に添えていこう、ということか。

北原児童館増田館長

そうです。私たちが答えられない相談であれば関係機関に？ぐことも含めて一定の解決を目指して対応する。

野村委員長

先程、気になる子どもがある場合は、学期に1度程度の会議、特別なケースについてはケース会議をして対応するという話があったが、これは特にシステム化されているか。

鶴田児童青少年係長

個々のケースに応じた関係機関を招集して会議を実施しているのが現状。場合によっては子ども家庭支援センターが入る場合もある。学校関係者、子ども家庭支援センターや教育相談が入ることが一般的。一定の定められた対応の仕組みは特にはない。

野村委員長

色々な機関があって児童館がイニシアチブをとって動かなければならないとき、児童館ではこのように動くという全体としての共通理解、プロトコルが定められているか。

鶴田児童青少年係長

特に定めはない。

野村委員長

児童館のOB、OGがボランティアとして来ているということだが、意識的に集めているかそれとも自動的に集まっているのか？

鶴田児童青少年係長

両方ある。市では現在、プレイリーダー（遊びの支援者）の養成を積極的に行っているところである。OB、OGが自分の意思で集まっているところもあれば、児童館側から呼びかけを行なっているところもある。

嶋田委員

子どもは人についていく。職員の異動があると、子どもは異動先についていく。OB、OGと関係が深い職員は、お祭りなどでOB、OGをボランティアとして上手に取り入れている。

野村委員長

中高校生世代の相談機能の充実とは具体的には？

鶴田児童青少年係長

夜間開館時にも指導員を配置しており、相談をするお子さんがあれば対応できる体制である。

嶋田委員

児童館によっては、学校にいつでも子どもの日中の居場所になっている。

野村委員長

児童館では、そのことの共通認識はあるか？

中町児童館大槻館長

ある。

野村委員長

児童館と学校との連携とは、具体的には？

中町児童館長

学校運営連絡協議会に出るなどしている。問題行動があるお子さんについての話し合いについて、学校の先生から話があることもある。ケースバイケースである。

野村委員長

子どもから相談があった場合、関係機関に伝えるか伝えないかは、そのお子さんがそれをどう考えているのかも含めていろいろばらつきがあると思うが、ルール化はされているか？

鶴田児童青少年係長

ケースバイケースで対応している。

野村委員長

担当の職員の判断ということか。

鶴田児童青少年係長

担当者の判断になるが、これは当然館長と児童青少年課の担当者にも連絡が入るので必要に応じてアドバイスをしている。

野村委員長

児童館の年齢別の利用状況、年齢別の相談内容を児童館の機能として、知っておきたいので、資料を後日でいいのでいただきたい。

鶴田児童青少年係長

可能な範囲で対応させていただく。

安部委員

児童館と学童クラブの正規・非正規雇用の割合は？

鶴田児童青少年係長

児童館は、ひろば補助員と体力増進指導員を除いて全て正職員である。正職員は、75パーセント。学童クラブは基本的に嘱託職員対応で、障害児対応職員や嘱託職員の週休に対応する補助職員として臨時職員が入っている。嘱託職員の割合は、60パーセント。

安部委員

相談を受けた職員の身分によって（例えば勤務時間が短いということ）対応が分かれることは？

鶴田児童青少年係長

身分によって対応が分かれることはない。嘱託職員も臨時職員もそれぞれが専門性を持って対応している。

安部委員

子どもの権利侵害があった場合で、子ども自身は権利侵害に気付いていないとき、次に？くのは大人の職員の力量と思われる。新規採用者や、嘱託職員も正規職員と同様の研修が保障されているか？

鶴田児童青少年係長

職員の力量について差はないと考えている。嘱託職員全員を対象とした研修をほぼ毎月実施し、資質向上に努めているところである。

安部委員

専門的な知識以外に、子どもに接するときの勘や体験も大事であると思うが、今の児童館、学童クラブの職員としてどんな資質が必要と思うか？

北原児童館長

子どもと向き合うときは1対1であるが、たわいのないおしゃべりについてもスタッフの横の連携をとり、職員が一人で抱えず共有するようにしている。これはどこの児童館でも同じである。

嶋田委員

正規職員、臨時職員の別でなく、子どもと真摯に向かい合っているかどうかだと思う。

野村委員長

正規職員、臨時職員のメリット、デメリットはシステムとして考えておく必要がある。例えば、正規職員は一般職としてしか入れられないとなると、必ずしも的確な専門性を持った人が充てられるとは限らない。そうすると、むしろ非常勤職員のほうがその人の持っている能力をそのまま職に生かせるメリットはあろう。ただし、何か問題に対

処して動こうとしたときにシステムとの関係でどうか、ということのメリット、デメリットは考える必要があろう。

古川委員

実際、学童クラブのお子さんのケース会議があった際、学童クラブの嘱託職員と？ が必要があることがあったが、そのときの感触としては子どものことを分かってきちんと対応していると思った。先程話にあったように、児童館の館長がこのあたりのことを分かって学校との連携をきちんととっていけば、子どもの見守りの仕方についてはできていると思われる。

もうひとつ、田無柳沢児童センターには会があって、地域住民が会員になることができる。会議と共に、センターが行なう行事にボランティアとして参加することもあり、情報の共有ができる安心感がある。

安部委員

この場で話を伺うと、現在は児童館職員はすごくいいが、一方で人の問題がすごく難しいのは、今後必ずしもこの体制が続くとは限らないということである。実際、23区では児童館縮小や職員の充て方について動きがある。西東京市でこの先も今のように子ども達にきちんと接してくれる人がいてくれるために条例で何ができるのか考えながら質問してきた。現在の課題や疑問に感じている点があったら教えていただきたい。

野村委員長

NPOのよさは人、行政のよさは継続性だと思う。人と継続性をうまく？ ぐにはどうしたらいいかは、一つの大きな課題であろう。人によって問題対処の仕方が違うことがあった場合、ある人がいればできる、という人が大勢いれば一番いいが、ある人がいなくなってしまうときに、それが人の問題なのか、それともその人に過大な負担を掛けていたのかは考えなくてはならないだろう。過大な負担を掛けてきたとしたら、問題を横断的対処するためのコーディネートをする仕組みや、それに対して刺激を与えることが必要なのかどうか考えていく必要があると感じた。えも言われぬ人の関係で続いていることは素晴らしいことであるが、反面、危うさがあることは理解しておく必要がある。これからそれを継続的なシステムとして作っていくことはこの委員会でも考えてく必要があるだろう。

小林委員

嘱託職員のなかには、金銭的な面で生活していけないから辞めてしまう、というのを聞いたことがある。スタッフの身分保障をしっかりと、人を育てていくように考えていかななくてはならないのではないかと。

嶋田委員

児童館館長は、専門職かどうか。

鶴田児童青少年係長

館長を含め職員については、国からの通達のなかで児童厚生員という職になっている。児童厚生員の資格については幼稚園教諭、教員資格、保育士等有資格者を配置することとなっている。大学で社会学、心理学などを履修したものも含まれている。

石田委員

市の児童館については、いい話しか聞いたことがない。児童館は学校と同じくらい相談ごとが集まってくる。子どもがじかに触れ合って相談を受けられるところなので、キーワードであると思う。

北原児童館増田館長

児童館は、学校などと違って行きたくなかったら行かなくてもいい施設。選んできてもらう施設である。

小林委員

選んでくるから子どもが主体的に関われる施設なのであろう。

野村委員長

では、引き続き目黒区視察の報告をお願いします。

石田委員

「めぐろはあとねっと」について

設置は平成20年1月9日。「子どもの権利擁護委員」は現在2名で児童心理関係に見識の深い大学心理学部教授と弁護士。今後相談件数が増えてきたら増員を検討する。権利擁護委員制度を作ったのは23区で初めてである。設けるべきか否かはあったが条例の1つの大きな柱である。

設置から現在までの相談件数は、76件。内訳は、子どもからが31件、大人からが15件、不明(無言含)が30件。そのうち深刻なものが1件、現在も継続して相談中。

「目黒区子ども条例」について

「目黒区子ども条例」は理念条例である。区民、議会との意見交換を経て第五条「子ども総合計画」で具体化する。「子ども」が18歳未満とされているが、19歳については手薄ではあるが相談にのっている。子どもの権利擁護委員の設置は、条例で「権利擁護委員」の設置が決まっても、(色々な相談窓口があることから)「いるのか?(擁護委員が必要なのか)」という声がある。その場合は、子どもの問題は身近なところで身近な大人が解決する。そのほうが子どもに添った解決ができる。東京都など他の相談機関は相談を受けるだけで強制力がない。権利擁護委員は、調査ができ、改善勧告ができる、という考え方で対応している。条例の4つの柱(1)意見表明・参加 (2)子育て支援 (3)子どもの居場所 (4)権利擁護を作るために、区民会議で各プロジェクトを作り、検討した。

条例策定まで

子どもの条例を考える区民会議に高校生2名が参加。そのほかにジュニア委員会(全9回。小学生5名・中学生3名・高校生3名・大学生1名)の実施。子ども参加については、「公募で集まらない」「意見が出ない」「1回しか参加しない」「不満ばかり言う」などの苦労もあったが、日ごろから子どもに関わるファシリテーターやサポーターが上手に意見を聞き出した。

アンケート調査は行っていない。

議会は、全員一致で賛成。権利についての意見が分かれて、総論賛成、各論反対、という状況のなか、会派ごとに丁寧に説明に回った。出た意見や質問、その対処の資料を見せてはいただけませんでした。かなりの量であった。条例化すると紛糾するので、具体例が沢山出るが、第五条(子ども総合計画)に預け、実をとることとした。豊島区のように具体的条例にすると施策化が大変である。ただし、唯一具体的な制度として子どもの権利擁護制度を第十六条から第二十一条に盛り込んだ。これはずすと区民会議の根幹をなくすので。前区長が前向きでそれを引き継いでいる。

目黒区を訪問して、条例づくりの大きなポイントとして、(1)上手な子どもの意見の吸い上げ (2)総論賛成・各論反対の人達への丁寧な対応 (3)権利擁護制度の死守 (4)大勢の市民への広報(ムード作り)を感じた。

野村委員長

権利擁護委員の資格は定まっているか?

嶋田委員

資格について特に定めはない。委員は3人以内で、人格に優れ子どもの人権や教育等に関し、知識や経験のある人から選ばれる。

野村委員長

問題に対するアプローチの方法について、何か考えを持っているか？

嶋田委員

権利擁護委員の方とお会いできなかったので、考えは聞けなかった。

野村委員長

権利擁護委員の他には？

嶋田委員

別に相談員がいる。電話による相談を相談員が受けて、ケースによって、権利擁護委員に？く形をとっている。

野村委員長

相談員がアドバイスをして終わるケースと、権利擁護委員につなぐケースとの区別はされているのか？相談員次第では権利擁護委員がいらなくなったりするのではないか。

嶋田委員

特にルール化はされていないようだった。ケースバイケースのようだ。ただ、相談員さんも現実には一緒に動くということはやっているようだ。全てを権利擁護委員にまわしているわけではない。その明確な基準、線引きがあるのかどうかは聞いていないが。

石田委員

電話相談の受付が水金土。土曜に沢山電話相談が来るのではないかとこの予測で土曜日も入れたが、相談者は悩みができた時にすぐに話をしたいので、学校で何かあった時に電話をするので、相談の電話は平日の方が多いとのことだった。

安部委員

権利擁護委員は公表されているか？

小林委員

公表されている。

安部委員

目黒区はチャイルドラインが盛んのようなのだが、この相談にはチャイルドラインの方はかかわっていないのか？

事務局

チャイルドラインの方はかかわっていないが、チャイルドラインが、はあとねっとを紹介することがあるとのことでした。

嶋田委員

受付時間が午後6時までということで、今後の話として、インターネットでの受付も検討しているとのことだった。

安部委員

相談者の年齢層によっても、相談の受付時間は変わってくる。

古川委員

視察をしてみて、役に立ちそうな点はどんな点だったか。

石田委員

学校などに改善勧告できるという仕組みは、子どもたちにとっていいことだと思った。

古川委員

実際には、そういうアクションを起こしたようなことはないか？

小林委員

5ヶ月継続しているケースがあるとは言っていた。

安部委員

広報の方法としては？

嶋田委員

カード、パンフレット等。結構お金をかけている。カードを配布すると相談件数が増えるとのこと。定期的に配布する必要はあるとのことだった。

古川委員

配布の方法は？

嶋田委員

児童・生徒には学校経由で配布。他に公共施設にも置いてある。目黒区に行って一番参考になったのは、議会对応である。条例策定委員会で、がんばって立派なものを作りあげたとしても、議会で否決されてしまえば、もったいないことになる。いろいろな意見を持っている方は当然いるものだが、目黒区のように全会一致で本当に子どもを守っていかうという雰囲気にするためには、事務局は大変だと思った。

野村委員長

教育委員会との関係は？

嶋田委員

特別に悪い印象は受けなかった。

事務局

連携がうまく取れているかということ、まだこれからということだった。

野村委員長

実際には、子どもに関わるものとしては、学校問題が多い。教育委員会と連携をとることが多くなる。そういう点では教育委員会にこの制度趣旨がよく理解されているかどうか、あるいは学校に対して介入的でない方法で調整をするということが必要な場合も出てくる。その手法をどうしていくかとか、あるいはそれをどのように受け止めていくのかは重要なことになる。このあたりのことは？

嶋田委員

この辺の話は、出なかった。最近、子どもの権利などの関係で、副校長先生が勉強に行っているようだが、これは西東京市だけか？

教育指導課長

都内全域である。

嶋田委員

そう考えると、子どもの権利が浸透してきているのかなと。

小林委員

教育課程中には、子どもの権利とか、単元に入っていないのに、授業で取り入れることになった例もあるようだ。

石田委員

目黒区人権尊重教育推進委員会だよりの中に、小学校の校長先生が、目黒区子ども条例を常に意識してという題で文を書いている。

事務局

目黒区は、学校に対して、校長会、副校長会、主任会議等に出かけて行って、制度の趣旨説明を行ったそうだ。学校側は一方で、モンスターペアレントという問題を抱えて

いるので、もし、そういう問題等があった場合は、学校側からも、権利擁護委員や相談員に相談してくださいということにしているとのことだった。

野村委員長

モンスターペアレントというのは、ほとんどの場合は、ちゃんとした原因があり、それをいろいろな形で訴えるがそれを聞いてもらえない、聞いてもらえない中で要求が重なってくると、いろいろな方に飛び火していく、そうすると、今この話をしていたかと思うと、次に違う話になってしまうというのが、モンスターと言われる現象だと思う。ただ、冷静に第三者が入って、問題の整理をして、この問題ですよと焦点をあてる、お互いが直接話し合いができなければその間に入って意思疎通を図っていけば、かなりの部分は整理できると思う。そういう意味では、こういう制度、委員ができて、そこで困っているのは、親も困っている、学校も困っているのかもしれないが、子どもの問題がテーマになっていることが多く、子ども関係がギクシャクしていたり、あるいは子どもの関係で親同士が対立していたりとかいうような状況の中で、うまく問題を整理してもらえるのであれば、これは学校にとってもいいし、もちろん子どもにとってもいいので、学校現場としても必要とする制度として位置づけられるのではないかと。

嶋田委員

現場の先生方にしてみると、子どもの権利というところでは、とまどっている方もいらっしゃる。何かあると、すぐに教育委員会に訴えるぞと言う子もいる中で、改めてこういうものを作ったときに、子どもたちがどうなんだろうということでの懸念をもって先生方がいるのも事実である。目黒区に行って感じたのは、条例を作るのも大変だが、それをどういうふうに活用していくのかというのが一番問題なのだろうと思った。西東京市は子ども家庭支援センターができていますが、現実的に、子どもの不登校、学校になじめない、非行等で悩んでいる方が、どこに相談しに行ったらいいのか分からない状況にある。例えば、オンブズパーソン制度を作った中で、オンブズパーソン制度をうまく活用していくための受け皿のようなものが、大事なのではないかと感じた。

古川委員

例えば、不登校の問題でも、親御さんが子どもを学校に出さないというケースが多い実態がある。電話をしても出ない、訪問をしても開けてくれなかったり。実際、学校も困っている。学校はすごく努力している姿が見える。だから、こういった制度、子どもの権利という視点で持っていくほうが、学校としたら、もしかしたらすごくやりやすいのかもしれないが、学校側はあまりにも親からいろいろなことを言われているので、権利がつくともっと言われるんじゃないかというふうに考えるというのは分かる。

野村委員長

一方では、権利というものは非常に対決的なものとして理解されていて、それが、学校にストレートに入ってくると困ることになるかもしれない、ということは議員の中でもいろいろ議論のあるところである。しかし現実には蓋を開けてみると、そうではない。それはひとつには、子どもの権利に関わるのは、子どもと対誰々、というだけではなく、子どもを巡っては、例えば、親とか学校とか地域とかいろんな関係があるわけで、そうすると子どもの権利保障するためには、いろいろな関係機関の環境調整というものがすごく大きな要素になる。そうすると子どもの権利保障といったときに、そういった環境調整が非常に重要な役割だとすると、それを調整する役割としてオンブズパーソンや専門員が位置づくことによって、学校側も信頼感を置く制度になっていくし、子どもや親からも信頼感を持たれるような制度になっていくというところだと思う。子どもの権利

といったときに、今後この委員会でもいろいろな形でいろいろなところに答えていかななくてはならないが、大人が言うところの権利主張と、それに対してのお互いの主張を、どちらのものかという白黒の問題だけではなく、そういう場合もありますよ、子どもが重篤な被害を受けている場合に、それに対して権利主張して、どうしても相手方と白黒つけなければいけない場面もあるにはあるが、子どもの多くの場合の権利保障といった場合に、そういった白黒の問題だけではなく、関係調整、環境調整といったものが非常に大きな要素とすると、それを担うところが権利保障の場面としてとても重要だということになっていくと思う。それをこの制度の中で、見てとることができるかもしれないということでしょう。

嶋田委員

目黒区の子ども条例は、理念条例である。目玉としてオンブズパーソン制度をつくっている。議会を説得する際には、理念条例だからということを大きく打ち出している。西東京市の場合、これからどうするのか？

野村委員長

それはまだ先の話である。

小林委員

目黒区の場合、議会を説得するのが大変だったらしい。市民の声を高めるという意味で22名の区民会議を9回開いて1年半かけている。他に、子どもを集めたジュニア委員会を開催している。これ以外に、パブリックコメントを3回取っている。そういう市民への広報を沢山やった、という点がとてもよかったと思った。理念条例ということで、5条に「子ども総合計画」を作るということで、これの具体的に実施されていくこととして、6条の施策推進会議の中で、目黒スマイルプランというのがあったが、その実績評価を行っている。次世代行動計画の後期に向けて、現実の事業にしぼって、利用者のアンケート、子どもや職員のヒアリング、アンケートをして、ファミリーサポートセンターも小中高の学校も、実績と自己評価をしているのは、条例があったからできたことではないかと言っていた。

野村委員長

今後、目黒区の視察については、まとめのなかでも、反映するように考えたいと思う。ひきつづき、安部委員から「子どもワークショップ」についてお願いしたい。

安部委員

子どもワークショップとその必要性について。目黒区もそうだが、子どもたちの声をいかに条例に反映するかということは非常に重要なことになっているのは確かである。それは、子どものことを考えていくときに、子どもの声を大人が作れないということもあるかと思う。西東京市で条例を作る際もこの視点は欠けてはいけないうらう。その第一段階として、意識アンケート調査が行われて、小中高世代の意見を聞き取っているわけだが、さらに、深める必要があるかどうか。子どもたちに参加してもらう場合には、どんな方法で、いつから、どこでやるかというのを皆さんのご意見を伺いたい。地域に合った参加の仕方というのがあると思うし、アンケート調査では聞きにくい部分を直接会って話をする場があれば、もっと子どもたちの直面している問題に対応できるような仕組みがつかれるのではないかと感じている。川崎市では、2回に分けて子ども委員会を実施し、その他に子ども集会等を実施している。三重県の名張市は議員提案による条例のため子ども参加はなかった。愛知県豊田市では、子ども委員による子ども条例検討ワークショップを開催。サポーターも参加している。名古屋市ではNPOとの協働で実

施。新潟県上越市では、子どもワークショップ開催後に、大人委員会との意見交換を行った。このように、子ども参加の手法については、いろいろな方法があると思う。西東京市では、どのような子ども参加の手法を取ったらいいか。例えば児童館など、子どもの居場所に出かけて行って意見を聞く方法や、子ども会議を実施する等、参加の手法について、次回までに皆さんに、その方法と何を聞くかを出してもらいたい。例えば、職員の方、児童館の方がやるのか、委員会でやるのか等。

野村委員長

参加の手法、どういうふうにやったら、子どもたちの自主的な参加を促すことができるか、次回までに意見を出していただければと思う。

嶋田委員

ワークショップはいつごろまでに？

安部委員

1回目は、10月・11月頃スタートして、一旦は3月位までに目処をつけておいて、来年、条例案ができた段階で、もう1回を実施する。2段階に分けて実施したらどうかと考えている。

野村委員長

地域的にいろいろなパターンがあって、地域の条件に合わないことをやっても仕方がないので、こういう形ならうまくいくのではないかとということを次回までに皆さんに出していただければと思う。

嶋田委員

青少年問題協議会の専門部会でも、子どもに聞き取りをする。アンケート調査はイベントごとにやるなど、いろんな子どもの意見を吸い上げたいということでやっている。

野村委員長

今回は、アンケートの結果と子どもワークショップについて行いたい。その次の会では、ゲストスピーカーを呼んで、条例で救済機関を設けることの意味をお話いただいて、できれば救済の部分だけで中間報告をしていければと思う。今回は8月28日（木曜）。次々回は9月29日（月曜）の予定である。

以上にて終了